

相 談 事 例

ID：03-03-029

相談タイトル

ペット可の賃貸物件からの退去について

Q：ご相談内容

ペット可の賃貸物件からの退去に伴う原状回復。ルームクリーニングとエアコンクリーニングは賃貸借契約書に特約として記載されていたが、それ以外にクロスの張り替え費用の請求も追加されている。クロスについては3センチ程度の傷が2カ所あり、相談者がつけた記憶のない傷もある。クロスの貼替え費用も高いのではと話したところ、修繕業者の見積額が高いから請求額も高いと言われ話にならなかった。どのように対応すればよいか。

A：回答

（国土交通省で発出している「原状回復のガイドライン」について説明）請求額の内訳を確認され、通常損耗や経年劣化部分など不当な請求や負担割合があるようでしたら減額交渉をされてはと思います。請求金額については、他の業者で見積もりをとったり、インターネットや刊行物等で調べるなど、根拠を持ったうえで交渉を行って下さい。交渉が難航するようであれば、弁護士による法律相談を利用しながら法的な対応方法についてアドバイスを受けて下さい。